

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊稔池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）残水2号地区）を行うことについて平成20年9月3日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年9月19日から同年10月9日まで縦覧に供する。

平成20年9月12日

香川県知事 真鍋武紀